

平成26年10月14日
消 防 庁**石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集結果、省令の公布**

消防庁では、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、平成26年7月26日から平成26年8月24日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、当該省令を本日公布しました。

1 省令の内容

今回の改正は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第26条第1項の防災規程に定めなければならない事項として、災害の現場における特定事業所の事業実施の統括管理者による市町村長等への情報提供に関することを追加等するものです。

2 意見募集の結果

省令案について、平成26年7月26日から平成26年8月24日までの間、意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 省令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年総務省令第79号）を本日付で公布しました。

【参考】

「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集」

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2607/260725_1houdou/01_houdoushiryou.pdf



（事務連絡先）

消防庁特殊災害室

（担当：宮崎補佐、橘高係長）

TEL 03-5253-7528（直通）

FAX 03-5253-7538

【石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令
(案) についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
No. 1	<p>今回追加される「・・・統括管理者による消防隊への情報提供に関すること」について、消防隊に限定せず、「消防隊その他関係機関」としてはどうか。</p>	<p>今回の省令改正は、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）第24条の2に規定する「情報提供の要求」への対応について、防災規程に明記するものであり、当該法文を前提とした規定としております。</p> <p>この点、意見募集時には、災害の現場における情報提供の要求主体を実態に即して「消防隊」としておりました。しかし、いただいた御意見も参考に、石災法第24条の2との関係性をより明確化する必要性があると考え、本省令についても同条の規定ぶりとできる限り整合的な規定とするべく、規定ぶりを「市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員」と修正しました。</p>
No. 2～ No. 5	<p>その他本件とは無関係と思われる御意見が4件ございました。</p>	

○総務省令第七十九号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十八条第一項の規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月十四日

総務大臣 山本 早苗

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「漏洩^{えい}」を「漏えい」に改める。

第二十六条第一項第九号中「漏洩^{えい}」を「漏えい」に、「事業所」を「特定事業所」に、「統括管理者の」を「統括管理者による」に改め、同項第十一号中「当該特定事業所」を「特定事業所」に改め、同項第十四号中「事業所」を「特定事業所」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があつた場合における情報提供が適切に行われるための体制に関すること。

附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和五十一年自治省令第十七号)新旧対照条文(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(非常通報設備)</p> <p>第十三条 特定事業者は、その特定事業所に、当該特定事業所における出火、石油等の漏えいその他の異常な現象の発生について、直ちに、消防署又は市町村長の指定する場所、当該特別防災区域内の関係事業所(隣接する特定事業所及び連絡導管により当該特定事業所に原料若しくは用役を供給し、又は当該特定事業所から原料若しくは用役の供給を受けている事業所をいう。)及び共同防災組織(当該特定事業所に係る共同防災組織が設置されている場合に限る。)に通報することができる無線設備又は有線電気通信設備を設置しなければならない。</p> <p>(防災規程)</p> <p>第二十六条 法第十八条第一項の防災規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 出火、石油等の漏えいその他の異常な現象が発生した場合における特定事業所の事業実施の統括管理者による消防機関への通報に関すること。</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 特定事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の</p>	<p>(非常通報設備)</p> <p>第十三条 特定事業者は、その特定事業所に、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩^ヌその他の異常な現象の発生について、直ちに、消防署又は市町村長の指定する場所、当該特別防災区域内の関係事業所(隣接する特定事業所及び連絡導管により当該特定事業所に原料若しくは用役を供給し、又は当該特定事業所から原料若しくは用役の供給を受けている事業所をいう。)及び共同防災組織(当該特定事業所に係る共同防災組織が設置されている場合に限る。)に通報することができる無線設備又は有線電気通信設備を設置しなければならない。</p> <p>(防災規程)</p> <p>第二十六条 法第十八条第一項の防災規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 出火、石油等の漏洩^ヌその他の異常な現象が発生した場合における事業所の事業実施の統括管理者の消防機関への通報に関すること。</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 当該特定事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図</p>

整備に関すること。

十二 (略)

十三 災害の現場において市町村长（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があつた場合における情報提供が適切に行われるための体制に関すること。

十四 防災規程に違反した防災管理者、副防災管理者又は防災要員に対する措置に関すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、特定事業所における災害の発生又は拡大の防止のため自衛防災組織が行うべき業務に関する必要な事項

2
2
9 (略)

面の整備に関すること。

十二 (略)

(新設)

十三 防災規程に違反した防災管理者、副防災管理者又は防災要員に対する措置に関すること。

十四 前各号に掲げるもののほか、事業所における災害の発生又は拡大の防止のため自衛防災組織が行うべき業務に関する必要な事項

2
2
9 (略)